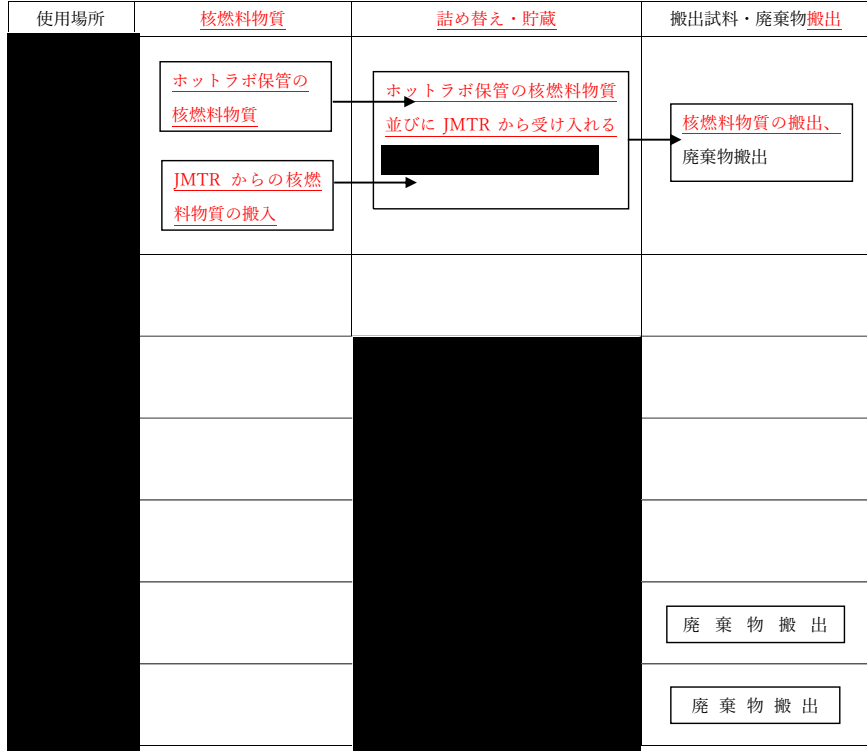


保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表（北地区・使用施設）

保安規定変更申請					使用変更許可	説明																																								
<p>第1編 総則</p> <p>別表第11 (1) 核燃料物質の使用等に関する記録（第33条関係） 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">(省略)</td> </tr> <tr> <td>3. 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(イ) 使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時</td> <td>使用の都度（連続式にあつては連続して）</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻</td> <td>開始及び停止の都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 警報装置から発せられた警報の内容（令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。） （注3、注4） （第2編第33条、第5編第18条、第32条、第6編第7条、第13条、第24条、第7編第7条、第25条、第8編第25条）</td> <td>その都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td>(ニ) 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻</td> <td>操作の開始及び交代の都度</td> <td>施設管理者</td> <td>施設管理者</td> <td>1年間</td> </tr> <tr> <td colspan="5">(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：保管廃棄施設に保管した後、廃棄物管理施設に引き渡す。 注2：第3編第11条の3の固体廃棄物を廃棄する課長又は共用の廃棄物容器に収納される固体廃棄物については管理区域管理者 注3：核燃料物質使用許可申請書に記載する警報についても記録を行う。 注4：検査、点検、保守、訓練及び設備の起動・停止に伴う警報で、異常ではないことが明らかなものを除く。</p>					記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	(省略)					3. 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。）					(イ) 使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度（連続式にあつては連続して）	施設管理者	施設管理者	1年間	(ロ) 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	(ハ) 警報装置から発せられた警報の内容（令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。） （注3、注4） （第2編第33条、第5編第18条、第32条、第6編第7条、第13条、第24条、第7編第7条、第25条、第8編第25条）	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間	(ニ) 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	施設管理者	施設管理者	1年間	(省略)						<p>・核燃料物質の使用等に関する記録に係る記載であり、使用変更許可申請書には該当する記載はない。</p>
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																										
(省略)																																														
3. 操作記録（安全上重要な施設（使用許可基準規則第1条第2項第4号に規定するものをいう。）に係るものに限る（ハを除く。）。）																																														
(イ) 使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時	使用の都度（連続式にあつては連続して）	施設管理者	施設管理者	1年間																																										
(ロ) 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	施設管理者	施設管理者	1年間																																										
(ハ) 警報装置から発せられた警報の内容（令第41条各号に掲げる核燃料物質に係るものに限る。） （注3、注4） （第2編第33条、第5編第18条、第32条、第6編第7条、第13条、第24条、第7編第7条、第25条、第8編第25条）	その都度	施設管理者	施設管理者	1年間																																										
(ニ) 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	施設管理者	施設管理者	1年間																																										
(省略)																																														
<p>第6編 ホットラボの管理</p> <p><u>（使用を終了した維持管理中の設備の管理）</u></p> <p><u>第16条の2 ホットラボ課長は、使用を終了した維持管理中の設備について、別表第7の2に掲げるところにより維持管理状態を点検する。</u></p>					<p><u>7-4. 使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備</u></p> <p>・核燃料物質使用変更許可との整合（使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備の管理の追加）</p>																																									

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																																								
<p>(使用等の制限)</p> <p>第17条 ホットラボ課長は、核燃料物質を受け入れるときは、次の各号に掲げるところにより、法第52条の規定により許可を受けた年間予定使用量（以下「年間予定使用量」という。）を超えないようにして行う。</p> <p>(1) いかなる時点においても、受け入れようとする核燃料物質の量と在庫量との和が年間予定使用量（最大存在量）を超えないこと。</p> <p>(2) 1年間に受け入れる核燃料物質の量が年間予定使用量（延べ取扱量）を超えないこと。</p> <p>2 前項の年間予定使用量は、別表第8に掲げるとおりとする。</p> <p>3 <u>ホットラボ課長は、第1項の規定によりJMTRから核燃料物質の受入れを行う。</u></p>	<p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1359 212 2119 321"> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の目的</th> </tr> <tr> <td></td> <td><u>核燃料物質の貯蔵のための搬入作業及び核燃料物質の払出しのための搬出作業を行う。</u></td> </tr> </table>  <p style="text-align: center;">図 2-1 作業フローチャート</p>	整理番号	使用の目的		<u>核燃料物質の貯蔵のための搬入作業及び核燃料物質の払出しのための搬出作業を行う。</u>	<p>・核燃料物質使用変更許可申請による使用の目的及び作業フローチャートの変更に伴う変更</p>																																				
整理番号	使用の目的																																									
	<u>核燃料物質の貯蔵のための搬入作業及び核燃料物質の払出しのための搬出作業を行う。</u>																																									
<p>別表第1 核燃料物質の最大取扱量（第6条関係）</p> <table border="1" data-bbox="201 1188 1288 1530"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用場所</th> <th rowspan="2">最大取扱量</th> <th rowspan="2">110GWd / t-U 高燃焼度燃料取扱量</th> <th rowspan="2">天然ウラン</th> <th rowspan="2">劣化ウラン</th> <th colspan="3">濃縮ウラン <u>(U-235)</u></th> <th rowspan="2">プルト ニウム</th> <th rowspan="2">トリ ウム</th> <th rowspan="2">ウラン- 233</th> </tr> <tr> <th>5% 未満</th> <th>5%以 上 20% 未満</th> <th>20% 以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="11" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td><u>遮へい型X線 マイクロアナ ライザー</u></td> <td><u>7.4GB-g</u></td> <td><u>7.4GB-g</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用場所	最大取扱量	110GWd / t-U 高燃焼度燃料取扱量	天然ウラン	劣化ウラン	濃縮ウラン <u>(U-235)</u>			プルト ニウム	トリ ウム	ウラン- 233	5% 未満	5%以 上 20% 未満	20% 以上	省略											<u>遮へい型X線 マイクロアナ ライザー</u>	<u>7.4GB-g</u>	<u>7.4GB-g</u>									<p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1359 1188 2119 1297"> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の目的</th> </tr> <tr> <td></td> <td><u>核燃料物質の貯蔵のための搬入作業及び核燃料物質の払出しのための搬出作業を行う。</u></td> </tr> </table>	整理番号	使用の目的		<u>核燃料物質の貯蔵のための搬入作業及び核燃料物質の払出しのための搬出作業を行う。</u>	<p>・核燃料物質使用変更許可との整合（使用目的の変更に伴い今後使用しない機器の削除）及び記載の適正化</p>
使用場所						最大取扱量	110GWd / t-U 高燃焼度燃料取扱量	天然ウラン				劣化ウラン	濃縮ウラン <u>(U-235)</u>			プルト ニウム	トリ ウム	ウラン- 233																								
	5% 未満	5%以 上 20% 未満	20% 以上																																							
省略																																										
<u>遮へい型X線 マイクロアナ ライザー</u>	<u>7.4GB-g</u>	<u>7.4GB-g</u>																																								
整理番号	使用の目的																																									
	<u>核燃料物質の貯蔵のための搬入作業及び核燃料物質の払出しのための搬出作業を行う。</u>																																									

保安規定変更申請						使用変更許可					説明		
別表第7の2 使用を終了した維持管理中の設備の管理（第16条の2関係）						7-4. 使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備					・核燃料物質使用変更許可との整合（使用施設の設備のうち、使用を終了した維持管理中の設備の管理の追加）		
セル、部屋の名称	主要試験機器	数量	点検項目	頻度		セル、部屋の名称	主要試験機器	数量	維持管理状態				
コンクリートNo.1セル	溶接装置	1式	使用を終了した維持管理中の設備について電源遮断等、核燃料物質の使用の禁止表示が行われていること。	1回/月		コンクリートNo.1セル	溶接装置	1式	照射後試験に供していた装置・機器について電源遮断等を行い、核燃料物質の使用の禁止表示を行う。				
	キャプセル試料組込装置	1式					キャプセル試料組込装置	1式					
	外観写真撮影装置	1式					外観写真撮影装置	1式					
	放射能測定装置	1式					放射能測定装置	1式					
	ペリスコープ	1式					ペリスコープ	1式					
コンクリートNo.3セル	X線撮影装置	1式					コンクリートNo.3セル	X線撮影装置		1式			
	γスキヤニング装置	1式				γスキヤニング装置		1式					
	ステレオスコープ	1式				ステレオスコープ		1式					
コンクリートNo.4セル	渦電流探傷試験装置	1式					コンクリートNo.4セル	渦電流探傷試験装置		1式			
	ギャップ測定装置	1式				ギャップ測定装置		1式					
	NaK処理装置	1式				NaK処理装置		1式					
コンクリートNo.5セル	燃料棒寸法測定装置	1式					コンクリートNo.5セル	燃料棒寸法測定装置		1式			
	穿孔装置	1式				穿孔装置		1式					
	FPガス捕集装置	1式				FPガス捕集装置		1式					
	リークローケータ	1式				リークローケータ		1式					
	質量分析装置	1式				質量分析装置		1式					
	真空蒸着装置	1式				真空蒸着装置		1式					
	試料移送装置	1式				試料移送装置		1式					
コンクリートNo.6セル	ペリスコープ	1式					コンクリートNo.6セル	ペリスコープ		1式			
	密度測定装置	1式				密度測定装置		1式					
	重量測定装置	1式				重量測定装置		1式					
コンクリートNo.7セル	ペリスコープ	1式					コンクリートNo.7セル	ペリスコープ		1式			
	ペレット中心孔加工装置	1式				ペレット中心孔加工装置		1式					
コンクリートNo.8セル	マイクロカッター	1式					コンクリートNo.8セル	マイクロカッター		1式			
	研磨機	1式		研磨機	1式								
	超音波洗浄器	1式		超音波洗浄器	1式								
	電解研磨装置	1式		電解研磨装置	1式								
	乾燥機	1式		乾燥機	1式								
	流し	1式		流し	1式								
	ステレオスコープ	1式		ステレオスコープ	1式								
	コンベア装置	1式		コンベア装置	1式								
顕微鏡鉛No.1セル	金属顕微鏡	1式			顕微鏡鉛No.1セル	金属顕微鏡	1式						
顕微鏡鉛No.2セル	金属顕微鏡	1式			顕微鏡鉛No.2セル	金属顕微鏡	1式						
顕微鏡鉛No.3セル	低倍率顕微鏡	1式			顕微鏡鉛No.3セル	低倍率顕微鏡	1式						
	硬さ試験機	1式		硬さ試験機		1式							
顕微鏡鉛No.4セル	マイクロスキヤニング装置	1式			顕微鏡鉛No.4セル	マイクロスキヤニング装置	1式						
No.3カナル	キャプセル試料組込装置	1式			No.3カナル	キャプセル試料組込装置	1式						
XMA試験室	遮へい型X線マイクロアナライザ装置	1式			XMA試験室	遮へい型X線マイクロアナライザ装置	1式						

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
 <p data-bbox="546 1268 955 1297">別図（その1）「ホットラボ1階平面図」</p>	 <p data-bbox="1673 1268 1982 1297">図 7-1 ホットラボ1階平面図</p>	<p data-bbox="2356 184 2760 281">・核燃料物質使用変更許可との整合による部屋名の変更及びグローブボックスの削除</p>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明												
<p>第7編 燃料研究棟の管理</p> <p>(使用施設の使用上の制限)</p> <p>第6条 燃料研究施設保全課長は、別表第1の1及び別表第1の2に掲げるところにより、使用場所ごとに定められた核燃料物質の最大取扱量を超えて使用してはならない。</p> <p>2 燃料研究施設保全課長は、グローブボックス又はグローブボックス群ごとに前項の核燃料物質の種類及び使用制限量を表示する。</p> <p>3 燃料研究施設保全課長は、漏えいするおそれのある粉末の核燃料物質の量を抑制するために、容器に収納されていない粉末の核燃料物質を扱う際には、プルトニウム及びウランの合計量が施設全体で100g以下となるように管理する。</p> <p>4 燃料研究施設保全課長は、核燃料物質を貯蔵した容器を開封する場合には気密設備であるグローブボックスにおいて行う。</p> <p>5 燃料研究施設保全課長は、プルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器(以下この条において「貯蔵容器」という。)の開封点検及び貯蔵容器内の試料(以下この条において「試料」という。)の安定化処理が完了するまでは、試料が第1編第4条の2の「核燃料物質の取扱いに関する管理基準」を満たしていないため、施設内の試料の移動作業、試料のバッグイン及びバッグアウト作業、調整及び点検並びに安定化処理におけるグローブボックス作業において、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 作業員は全面マスクを着用して内部被ばくの防止の措置を講ずる。</p> <p>(2) 貯蔵容器をグローブボックスからバッグアウトする際は、貯蔵容器表面の汚染検査を行い汚染が無いことを確認する。</p> <p>(3) 貯蔵容器の移動に当たっては、第20条第4項に基づき所定の運搬車により行う。また、試料のバッグアウト時には金属容器表面及びバッグ表面の汚染検査を行うとともに、金属容器を金属製の気密容器に収納した上で移動する。</p> <p>(4) 安定化処理における加熱時は、消火剤を設置する等の火災対策を行うとともに、常時監視を実施して安全を確保する。</p> <p>(5) 作業に応じて別表第1の3で必要とされる十分な力量を有する者を作業に充てる。</p> <p>5 燃料研究施設保全課長は酸化原料粉をPu+²³⁵U量で220gを超えて封入している9個のプルトニウム・濃縮ウラン貯蔵容器(以下この条において「貯蔵容器」という。)について、重量を220g以下とするために行う貯蔵容器内の金属容器を詰め替える作業において、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 作業員は全面マスクを着用して内部被ばくの防止の措置を講ずる。</p> <p>(2) 貯蔵容器の移動に当たっては、第20条第4項に基づき所定の運搬車により行う。</p> <p>(3) 貯蔵容器の開封は911-Dグローブボックス内で行い、貯蔵容器から取り出した金属容器の開封を行わない。</p> <p>(4) 911-Dグローブボックスで取り扱う貯蔵容器は、空容器を含め1容器のみとする。</p> <p>(5) 911-Dグローブボックス設置場所である109号室内で、その他の核燃料物質を同時使用しない。</p> <p>なお、9個の貯蔵容器は、以下の識別番号(容器番号)を対象とする。</p> <p>P008-029(1029)、P008-030(1030)、P008-035(1035)、 P008-036(1036)、P008-037(1037)、P008-038(1038)、 P008-039(1039)、P008-040(1040)、Z502-052(1052)</p> <p>貯蔵容器から取り出した金属容器は、それぞれ以下の識別番号(容器番号)の貯蔵容器に収納する。</p> <p>P008-042(1042)、P008-044(1044)、P008-045(1045)、</p>	<p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1332 682 2318 835"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>《省略》 ② 研究で使用した実験済試料の安定化処理を行い、核燃料物質の集約施設への搬出まで一時貯蔵を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1332 1306 2318 1598"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>《省略》 ② 研究で使用した実験済試料の安定化処理を行い、核燃料物質の集約施設への搬出まで一時貯蔵を行う。 ② 核燃料物質の集約施設への搬出に向け、移動用キャスクの制限量220g以下とするため、酸化原料粉Pu+²³⁵U:220gを超える9個の貯蔵容器内の一部の金属容器を取り出し、別の貯蔵容器に詰め替えを行う。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1332 1604 2318 1959"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-②</td> <td>《省略》 取扱方法： 酸化原料粉Pu+²³⁵U:220gを超える9個の貯蔵容器内の金属容器を詰め替える作業の概要について、補足資料1に示す。9個の貯蔵容器の識別番号は、P008-029、P008-030、P008-035、P008-036、P008-037、P008-038、P008-039、P008-040、Z502-052である。これらの貯蔵容器内では、酸化原料粉を封入した金属容器を複数収納しており、貯蔵容器内の重量を220g以下とするため、貯蔵容器から一部の金属</td> </tr> </tbody> </table>	整理番号	使用の目的	1	《省略》 ② 研究で使用した実験済試料の安定化処理を行い、核燃料物質の集約施設への搬出まで一時貯蔵を行う。	整理番号	使用の目的	1	《省略》 ② 研究で使用した実験済試料の安定化処理を行い、核燃料物質の集約施設への搬出まで一時貯蔵を行う。 ② 核燃料物質の集約施設への搬出に向け、移動用キャスクの制限量220g以下とするため、酸化原料粉Pu+ ²³⁵ U:220gを超える9個の貯蔵容器内の一部の金属容器を取り出し、別の貯蔵容器に詰め替えを行う。	整理番号	使用の方法	1-②	《省略》 取扱方法： 酸化原料粉Pu+ ²³⁵ U:220gを超える9個の貯蔵容器内の金属容器を詰め替える作業の概要について、補足資料1に示す。9個の貯蔵容器の識別番号は、P008-029、P008-030、P008-035、P008-036、P008-037、P008-038、P008-039、P008-040、Z502-052である。これらの貯蔵容器内では、酸化原料粉を封入した金属容器を複数収納しており、貯蔵容器内の重量を220g以下とするため、貯蔵容器から一部の金属	<p>・使用変更許可申請の(令和3年11月10日付け)に基づき、使用の目的②の削除に対応する条文の変更であり、許可書との齟齬はない。</p> <p>・使用変更許可申請の(令和3年11月10日付け)に基づき、使用の目的1の②の追加に対応する条文の変更であり、許可書との齟齬はない。</p>
整理番号	使用の目的													
1	《省略》 ② 研究で使用した実験済試料の安定化処理を行い、核燃料物質の集約施設への搬出まで一時貯蔵を行う。													
整理番号	使用の目的													
1	《省略》 ② 研究で使用した実験済試料の安定化処理を行い、核燃料物質の集約施設への搬出まで一時貯蔵を行う。 ② 核燃料物質の集約施設への搬出に向け、移動用キャスクの制限量220g以下とするため、酸化原料粉Pu+ ²³⁵ U:220gを超える9個の貯蔵容器内の一部の金属容器を取り出し、別の貯蔵容器に詰め替えを行う。													
整理番号	使用の方法													
1-②	《省略》 取扱方法： 酸化原料粉Pu+ ²³⁵ U:220gを超える9個の貯蔵容器内の金属容器を詰め替える作業の概要について、補足資料1に示す。9個の貯蔵容器の識別番号は、P008-029、P008-030、P008-035、P008-036、P008-037、P008-038、P008-039、P008-040、Z502-052である。これらの貯蔵容器内では、酸化原料粉を封入した金属容器を複数収納しており、貯蔵容器内の重量を220g以下とするため、貯蔵容器から一部の金属													

保安規定変更申請	使用変更許可				説明																	
<p><u>P008-047 (1047)、P008-048 (1048)、P008-049 (1049)、P008-050 (1050)、P008-051 (1051)、Z502-053 (1053)</u></p>	<p>容器を取り出し、別の貯蔵容器に詰め替える作業（以下「金属容器詰替え作業」という。）を以下のとおり行う。</p> <p><u>核燃料物質が収納された貯蔵容器を貯蔵庫から取り出し、109号室へ移送し、911-Dグローブボックスにバッグインして、グローブボックス内で一部の金属容器を取り出す。その後、取り出した金属容器を空の貯蔵容器に詰め替え、バッグアウトし、貯蔵庫へ移送して貯蔵する。以上の金属容器詰替え作業により、各貯蔵容器から取り出した金属容器を貯蔵容器9個（識別番号P008-042、P008-044、P008-045、P008-047、P008-048、P008-049、P008-050、P008-051、Z502-053）に収納する。金属容器詰替え作業は、詰替え前の貯蔵容器9個及び詰替え先の貯蔵容器9個の計量管理上の記録の作成終了をもって完了とする。また、金属容器詰替え作業に係る臨界安全及び線量確認結果を補足資料2に示す。</u></p> <p>《省略》</p>																					
<p>(核燃料物質を取り扱わない維持管理設備及び108号室の保安措置)</p> <p>第6条の2 燃料研究施設保全課長は、<u>別表第1の3に掲げるフード及びグローブボックスの核燃料物質を取り扱わない維持管理設備について核燃料物質の使用禁止の表示を行う。</u></p> <p><u>2</u> 108号室内の固定された汚染箇所について、第2条に定める手引により定期的に点検する。</p>	<p>7-4 使用施設の設備（核燃料物質を取り扱わない設備）</p> <table border="1" data-bbox="1335 829 2315 1879"> <thead> <tr> <th>使用設備の名称</th> <th>個数</th> <th>設置場所</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>グローブボックス <u>101-D</u> <u>102-D</u> <u>103-D</u> <u>104-D</u> <u>105-D</u> <u>106-D</u> <u>107-D</u> <u>108-D</u> <u>123-D</u> <u>124-D</u> <u>142-D</u></td> <td>11台</td> <td>101号室 (調製室)</td> <td rowspan="4">本グローブボックスの仕様は「7-3 使用施設の設備」のうち、グローブボックスの仕様と同様である。 ただし、核燃料物質の使用禁止表示を行い、核燃料物質の取扱いを行わない。</td> </tr> <tr> <td>グローブボックス <u>201-D</u> <u>202-D</u> <u>212-D</u></td> <td>3台</td> <td>102号室 (物性室)</td> </tr> <tr> <td>グローブボックス <u>711-D</u></td> <td>1台</td> <td>107号室 (SEM室)</td> </tr> <tr> <td>グローブボックス 801-W 802-W 811-D 812-D 821-D</td> <td>5台</td> <td>108号室 (分析室)</td> </tr> </tbody> </table>				使用設備の名称	個数	設置場所	仕様	グローブボックス <u>101-D</u> <u>102-D</u> <u>103-D</u> <u>104-D</u> <u>105-D</u> <u>106-D</u> <u>107-D</u> <u>108-D</u> <u>123-D</u> <u>124-D</u> <u>142-D</u>	11台	101号室 (調製室)	本グローブボックスの仕様は「7-3 使用施設の設備」のうち、グローブボックスの仕様と同様である。 ただし、核燃料物質の使用禁止表示を行い、核燃料物質の取扱いを行わない。	グローブボックス <u>201-D</u> <u>202-D</u> <u>212-D</u>	3台	102号室 (物性室)	グローブボックス <u>711-D</u>	1台	107号室 (SEM室)	グローブボックス 801-W 802-W 811-D 812-D 821-D	5台	108号室 (分析室)	<p>・使用変更許可申請の（令和3年11月10日付け）に基づき、核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の追加に対応する条文の変更であり、許可書との齟齬はない。</p>
使用設備の名称	個数	設置場所	仕様																			
グローブボックス <u>101-D</u> <u>102-D</u> <u>103-D</u> <u>104-D</u> <u>105-D</u> <u>106-D</u> <u>107-D</u> <u>108-D</u> <u>123-D</u> <u>124-D</u> <u>142-D</u>	11台	101号室 (調製室)	本グローブボックスの仕様は「7-3 使用施設の設備」のうち、グローブボックスの仕様と同様である。 ただし、核燃料物質の使用禁止表示を行い、核燃料物質の取扱いを行わない。																			
グローブボックス <u>201-D</u> <u>202-D</u> <u>212-D</u>	3台	102号室 (物性室)																				
グローブボックス <u>711-D</u>	1台	107号室 (SEM室)																				
グローブボックス 801-W 802-W 811-D 812-D 821-D	5台	108号室 (分析室)																				

保安規定変更申請	使用変更許可				説明				
	<u>グローブボックス</u> <u>901-D</u> <u>902-D</u> <u>912-D</u>	3台	109号室 (照射準備室)						
	フード H-1	1台	108号室 (分析室)	フードの配置図を第8図に、また、代表的概念図を第11図に示す。					
	フード H-2 H-3	2台	111号室 (<u>廃棄物計量室</u>)	共通概略仕様： 本体：鋼板製、耐酸性樹脂塗装仕上げ 内装：アスベストボード又は塩化ビニル、耐熱、耐薬品性（鉛又はステンレス鋼内張） 窓：ガラス板 性能：開口部（半開）の風速を0.5m/s以上に保つ					
	フード H-4	1台	33号室 (放射線管理測定室)	核燃料物質の使用禁止表示を行い、核燃料物質の取扱いを行わない。					
(貯蔵容器開封点検に係る施設外への搬出前点検) 第6条の3 燃料研究施設保全課長は、搬出前に貯蔵容器の外観検査、ボルトの締付確認及び汚染検査を行う。	2. 使用の目的及び方法 <table border="1" data-bbox="1329 1039 2320 1192"> <thead> <tr> <th data-bbox="1329 1039 1469 1081">整理番号</th> <th data-bbox="1469 1039 2320 1081">使用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1329 1081 1469 1192">1</td> <td data-bbox="1469 1081 2320 1192"> 《省略》 ② 研究で使用した実験済試料の安定化処理を行い、核燃料物質の集約施設への搬出まで一時貯蔵を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>				整理番号	使用の目的	1	《省略》 ② 研究で使用した実験済試料の安定化処理を行い、核燃料物質の集約施設への搬出まで一時貯蔵を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の（令和3年11月10日付け）に基づき、使用の目的②の削除に対応する条文の変更であり、許可書との齟齬はない。
整理番号	使用の目的								
1	《省略》 ② 研究で使用した実験済試料の安定化処理を行い、核燃料物質の集約施設への搬出まで一時貯蔵を行う。								
（負圧の維持） 第8条 燃料研究施設保全課長は、別表第3に掲げるところにより負圧を維持する。ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、燃料材料開発部長の承認を受けたときは、この限りでない。 2 燃料研究施設保全課長は、グローブボックス（ <u>核燃料物質を取り扱わない維持管理設備を含む。</u> ）については内部の負圧を室内に対し90Pa以上490Pa以下に維持しなければならない。 <u>フードについては吸引状態を維持しなければならない。</u> ただし、検査、補修又は改造等を行う場合において、燃料材料開発部長の承認を受けたときは、この限りでない。 3 燃料材料開発部長は、第1項及び前項のただし書きの承認を行おうとするときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。 4 燃料研究施設保全課長は、第1項及び第2項のただし書きの規定により、負圧の維持が行われなときは、排気設備、グローブボックス等の汚染が外部へ拡大しないための措置を講じる。	/				<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質を取り扱わない維持管理設備について燃料研究棟で所掌する設備・機器として同様に施設管理を行うための記載であり、使用変更許可申請書には該当する記載はない。 				

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第13条の3 燃料研究施設保全課長及び放射線管理第2課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器 <u>(核燃料物質を取り扱わない維持管理設備を含む。以下第7編において同じ。)</u>のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 燃料研究施設保全課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、放射線管理部長の確認を受けたのちに、燃料材料開発部長の承認を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 燃料材料開発部長は、前項の承認をしようとするときは、核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>4 燃料研究施設保全課長は、第2項の承認を得たときは、放射線管理第2課長に通知する。</p>		<p>・燃料物質を取り扱わない維持管理設備について燃料研究棟で所掌する設備・機器として同様に施設管理を行うための記載であり、使用変更許可申請書には該当する記載はない。</p>
<p><u>第7章 放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u> <u>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</u></p> <p>第26条 燃料研究施設保全課長は、管理区域内に設置されている設備等を構成している金属、コンクリート、ガラス、プラスチック等(以下「資材等」という。)を、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものでない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)とする場合は、次の各号に掲げる措置を講じて燃料材料開発部長の承認を得る。</p> <p><u>(1) 使用履歴の記録等が管理されている資材等については、管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを確認する。</u></p> <p><u>(2) 汚染された資材等については、その汚染部位の特定・分離を行う。</u></p> <p><u>(3) 適切な測定方法により念のための放射線測定を行い、汚染がないことを確認する。</u></p> <p>2 燃料材料開発部長は、前項の承認をしようとする場合は、あらかじめ放射線管理第2課長の同意を得る。</p> <p>3 燃料研究施設保全課長は、第1項で承認を得た放射性廃棄物でない廃棄物について、<u>管理区域から搬出するまでの間、放射性廃棄物との混在防止の措置及び汚染を防止するための措置を講ずる。</u></p>		<p>・放射性廃棄物でない廃棄物の管理については使用変更許可申請書には該当する記載はない。</p>

保安規定変更申請								使用変更許可								説明
別表第1の1 最大取扱量 (グローブボックス) (第6条、第20条関係)								第2-2表 最大取扱量 (グローブボックス)								・使用変更許可申請の(令和3年11月10日付け)に基づき、最大取扱量(グローブボックス)の変更に対応する別表の変更であり、許可書との齟齬はない。
グローブボックス	Pu+ ²³⁵ U (g)	U+Th (g)	ユニットにおけるPu+ ²³⁵ U (g)	グローブボックス	Pu+ ²³⁵ U (g)	U+Th (g)	ユニットにおけるPu+ ²³⁵ U (g)	グローブボックス	Pu+ ²³⁵ U (g)	U+Th (g)	ユニットにおけるPu+ ²³⁵ U (g)	グローブボックス	Pu+ ²³⁵ U (g)	U+Th (g)	ユニットにおけるPu+ ²³⁵ U (g)	
101-D	220	880	} 220	202-D	220	880	220	101-D	220	880	} 220	202-D	220	880	220	
102-D	220	880		211-W	50	200	50	102-D	220	880		211-W	50	200	50	
103-D	220	880		} 220	301-D	220	880	103-D	220	880		} 220	212-D	220	880	220
104-D	220	880			302-D	20	80	104-D	220	880			301-D	220	880	
105-D	220	880		303-D	20	80	105-D	220	880	302-D			20	80		
106-D	220	880		} 220	701-D	220	880	106-D	220	880		303-D	20	80		
107-D	220	880			702-D	20	80	107-D	220	880		701-D	220	880		
108-D	220	880		} 220	711-D	220	880	220	108-D	220		880	702-D	20	80	
113-D	220	880	801-W		0	0	0	113-D	220	880		} 220	711-D	220	880	220
114-D	220	880	802-W		0	0	0	114-D	220	880			801-W	0	0	} 0
115-D	220	880	811-D	0	0	0	115-D	220	880	802-W	0		0			
123-D	220	880	} 220	812-D	0	0	0	123-D	220	880	} 220	811-D	0	0	} 0	
124-D	220	880		821-D	0	0	0	124-D	220	880		812-D	0	0		
131-D	220	880	} 220	901-D	110	440	220	131-D	220	880	} 220	821-D	0	0	} 0	
132-D	220	880		902-D	110	440	132-D	220	880	901-D		110	440			
142-D	100	400	} 100	911-D	300	440	300	142-D	100	400	} 100	902-D	110	440	} 220	
143-W	100	400		912-D	110	440	143-W	100	400	911-D		300	440			
201-D	220	880	220	912-D	110	440	220	201-D	220	880	220	912-D	110	440	220	

(注) ・表中のUは天然ウラン及び劣化ウランとする。
・表中のユニットは臨界安全管理上の単一ユニットであり、そのPu+²³⁵U量は核的制限値とする。

(注) ・表中のUは天然ウラン及び劣化ウランとする。
・表中のユニットは臨界安全管理上の単一ユニットであり、そのPu+²³⁵U量は核的制限値とする。

保安規定変更申請				使用変更許可				説明
別表第1の2 最大取扱量（実験室等）（第6条、第20条関係）				第2-2表 最大取扱量（実験室等）				<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の（令和3年11月10日付け）に基づき、最大取扱量（実験室等）の変更に 対応する別表の変更であり、許可書との齟齬はない。
使用場所	Pu+ ²³⁵ U (g)	U+Th (g)	備考	使用場所	Pu+ ²³⁵ U (g)	U+Th (g)	備考	
105号室	30	120	廃液一時保管（密封）	105号室	30	120	廃液一時保管（密封）	
<u>111号室</u>	30	120	廃棄物非破壊計量（密封）	<u>111号室</u>	30	120	廃棄物非破壊計量（密封）	
（注）・表中のUは天然ウラン及び劣化ウランとする。 ・105号室は単一ユニットであり、Pu+ ²³⁵ U量は核的制限値とする。				（注）・表中のUは天然ウラン及び劣化ウランとする。 ・105号室は単一ユニットとして管理する。				
<u>別表第1の3 開封点検及び安定化処理に関する作業における作業員の力量（第6条関係）</u>				2. 使用の目的及び方法				<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の（令和3年11月10日付け）に基づき、使用の目的②の削除に対応する別表の削除であり、許可書との齟齬はない。
評価項目	移動作業	バッグイン・ バッグアウト 作業	調整及び点検	安定化処理	整理番号	使用の目的		
グローブボックス作業 (131-D-GB)		⊖		⊖	1	《省略》 ② 研究で使用した実験済試料の安定化処理を行い、核燃料物質の集約施設への搬出まで一時貯蔵を行う。		
グローブボックス作業 (711-D-GB)		⊖	⊖					
グローブボックス作業 (911-D-GB)		⊖	⊖					
酸化還元炉の取扱い				⊖				
プルトニウム、濃縮ウラン貯蔵容器の取扱い	⊖		⊖	⊖				
プルトニウム、濃縮ウラン管 理区域内運搬車の取扱い	⊖							
核燃料物質等の臨界管理	⊖	⊖	⊖	⊖				
核燃料物質の取扱い	⊖	⊖	⊖	⊖				
放射線作業の管理	⊖	⊖	⊖	⊖				
非常の場合に採るべき措置	⊖	⊖	⊖	⊖				
現場作業の安全確保	⊖	⊖	⊖	⊖				
グリーンハウスの設置	⊖	⊖	⊖	⊖				

保安規定変更申請			使用変更許可				説明
別表第1の3 フード及びグローブボックスの核燃料物質を取り扱わない維持管理設備 (第6条の2関係)			7-4 使用施設の設備 (核燃料物質を取り扱わない設備)				<ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の(令和3年11月10日付け)に基づき、燃料物質を取り扱わない維持管理設備の追加に対応する別表の追加であり、許可書との齟齬はない。
設置場所	核燃料物質を取り扱わない維持管理設備の名称		使用設備の名称	個数	設置場所	仕様	
101号室	グローブボックス	101-D、102-D、103-D、 104-D、105-D、106-D、 107-D、108-D、123-D、 124-D、142-D	グローブボックス 101-D 102-D 103-D 104-D 105-D 106-D 107-D 108-D 123-D 124-D 142-D	11台	101号室 (調製室)	本グローブボックスの仕様は「7-3 使用施設の設備」のうち、グローブボックスの仕様と同様である。 ただし、核燃料物質の使用禁止表示を行い、核燃料物質の取扱いを行わない。	
102号室	グローブボックス	201-D、202-D、212-D	グローブボックス 201-D 202-D 212-D	3台	102号室 (物性室)		
107号室	グローブボックス	711-D	グローブボックス 711-D	1台	107号室 (SEM室)		
108号室	グローブボックス	801-W、802-W、811-D、 812-D、821-D	グローブボックス 801-W 802-W 811-D 812-D 821-D	5台	108号室 (分析室)		
	フード	H-1	フード H-1	1台	108号室 (分析室)	フードの配置図を第8図に、また、代表的概念図を第11図に示す。	
109号室	グローブボックス	901-D、902-D、912-D	グローブボックス 901-D 902-D 912-D	3台	109号室 (照射準備室)	共通概略仕様： 本体：鋼板製、耐酸性樹脂塗装仕上げ 内装：アスベストボード又は塩化ビニル、耐熱、耐薬品性（鉛又はステンレス鋼内張） 窓：ガラス板 性能：開口部（半開）の風速を0.5m/s以上に保つ	
111号室	フード	H-2、H-3	フード H-2 H-3	2台	111号室 (廃棄物計量室)		
33号室	フード	H-4	フード H-4	1台	33号室 (放射線管理測定室)		

保安規定変更申請			使用変更許可				説明
						核燃料物質の使用禁止表示を行い、核燃料物質の取扱いを行わない。	
別表第2 警報装置の作動条件							<ul style="list-style-type: none"> 燃料物質を取り扱わない維持管理設備について燃料研究棟で所掌する設備・機器として同様に施設管理を行うための記載であり、使用変更許可申請書には該当する記載はない。
区分	警報装置	作動条件					
本体施設	グローブボックス*内負圧	室内に対し50Pa以下及び540Pa以上					
	グローブボックス*内温度	60℃以上					
	実験室内水素濃度	1%超過					
特定施設	非常用電源	非常用電源異常停止					
	排気第1系統ダクト内負圧	室内に対し780Pa以下					
	廃液貯槽 (No.1、No.2)	容積の90%以上					
	圧縮空気圧力	0.49MPa以下					
*：核燃料物質を取り扱わない維持管理設備を含む。							
別表第4 保安上重要な設備等 (第9条、第12条関係)							<ul style="list-style-type: none"> 燃料物質を取り扱わない維持管理設備について燃料研究棟で所掌する設備・機器として同様に施設管理を行うための記載であり、使用変更許可申請書には該当する記載はない。
区分	施設	設備等					
本体施設	使用施設	(1) グローブボックス* (2) 警報装置					
特定施設	廃棄施設	(1) 気体廃棄設備 (2) 液体廃棄設備					
	上記以外の施設	(1) 電源設備 (2) 空気圧縮設備					
*：核燃料物質を取り扱わない維持管理設備を含む。							
別表第7 巡視 (第17条関係)							<ul style="list-style-type: none"> 燃料物質を取り扱わない維持管理設備について燃料研究棟で所掌する設備・機器として同様に施設管理を行うための記載であり、使用変更許可申請書には該当する記載はない。
区分	設備等	確認事項					
本体施設	グローブボックス*	負圧が正常に維持されていること。	1回/日				
特定施設	電源設備	表示灯、計器、機器温度等が正常であること。	1回/日				
	気体廃棄設備	表示灯、計器、機器温度、ベルト、油量等が正常であること。	1回/日				
		フィルタの差圧が正常であること。	1回/月				
	液体廃棄設備	水量計の指示計、表示灯、貯槽及び各機器が正常であること。	1回/日				
空気圧縮設備	表示灯、計器、機器温度、ベルト、油量等が正常であること。	1回/日					
*：核燃料物質を取り扱わない維持管理設備を含む。							

保安規定変更申請						
別表第9 核燃料物質の貯蔵制限量 (第19条、第20条関係)						
貯蔵設備		種類	形態	貯蔵箱1個に格納する貯蔵容器の数	貯蔵容器1個に対する (Pu + ²³⁵ U) 貯蔵制限量	貯蔵箱1個に対する (Pu + ²³⁵ U) 貯蔵制限量
場所	設備					
	名称	貯蔵箱 No.				
[Redacted content]						
貯蔵設備		種類	形態	ウラン又はトリウム貯蔵制限量		
場所	設備					
[Redacted content]						
[Pu + ²³⁵ Uに係る貯蔵制限量は核的制限値である。また、Pu + ²³⁵ Uの貯蔵箱は単一ユニットである。]						

使用変更許可						
第8-1表 貯蔵設備の使用方法						
貯蔵設備		種類	形態	貯蔵箱1個に格納する貯蔵容器の数	貯蔵容器1個に対する (Pu + ²³⁵ U) 貯蔵制限量	貯蔵箱1個に対する (Pu + ²³⁵ U) 貯蔵制限量
場所	設備					
	名称	貯蔵箱 No.				
[Redacted content]						
貯蔵設備		種類	形態	ウラン又はトリウム貯蔵制限量		
場所	設備					
[Redacted content]						

説明

- 使用変更許可申請の（令和3年11月10日付け）に基づき、貯蔵設備の使用方法の変更に対応する別表の変更であり、許可書との齟齬はない。

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>別図 燃料研究棟平面図（1、2階）</p>	<p>使用変更許可</p>	<p>説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用変更許可申請の（令和3年11月10日付け）に基づき、保管廃棄施設の追加に対応する別図の変更であり、許可書との齟齬はない。

第24図 固体廃棄施設の位置